

ビルメン FUKUOKA

<http://www.fukuoka-bma.jp>



『打ち水グリーンビル』

2008年度「都市ビル環境の日」
絵画コンクール最優秀賞

福岡市立筑紫丘小学校6年 松下 幸太郎くんの作品



編集・発行 社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号(藤田ビル2F) TEL (092) 481-0431 FAX (092) 481-0432

(社) 全国ビルメンテナンス協会 平成20年度 臨時総会報告

総務財政委員長 西田 光博



会場風景

全協の臨時総会が1月21日、東京・赤坂のグランドプリンスホテル赤坂にて行われました。

先ず狩野会長から「米国発の金融危機の影響で世界経済、産業が縮小しているが当業界も大きな影響が出てくるものと思われる。何年後には回避すると思われるが、資源消費からの変革が必要で、次世代の環境を守る必要がある。当協会も組織変革のため今回の臨時総会にて定款改正の整備を行い、本年7月の定時総会において新定款を承認いただき、平成22年初には公益法人へ移行を考えている。地区協会との関係は、支部制から連携法人へと変更し地区協会の地域活動が基盤となる。また、皆様のご努力により労災の収支率が改善し、本年4月より保険料率が6.5/1000から6/1000に改定される」との挨拶がありました。続いて議案の審議に入り、議案の会員制度並びに代議員制度に関する定款の改正及び役員を選任の件は満場一致で可決されました。

議案以外の一般質疑において福岡県協会を代表し私が、全協が公益法人となった後の役員選出方法について現行のような地区割りが可能なのかという疑問を質問し

ました。これに対して原田総務委員長より「第三者機関の各地区選挙管理委員会により善意をもって対処すればご心配のようなことはない」とのご返答でした。続いて各委員会の報告があり、公益認定に向けた今後の進め方や広報活動の一環としてキッザニアの事業に参画する旨、また「労災保険料率が改正されることは皆様の努力のおかげです」と当協会の青木理事より感謝のお言葉がありました。

臨時総会は滞りなく終了し、会場を移し新年賀詞交歓会も開催されました。今年10月に開催されるビルメンヒューマンフェア'09in京都のPRのため京都協会の方々と舞妓さんによるプレゼンも行われました。

全協の臨時総会での感想としては、活発な議論も行われず淡々と議事が進んでいたように思います。組織改革と公益法人化は、当業界の将来像にも関わる重要案件だと認識し、7月の定時総会では代議員各位の意見を出し合い、より良き方向へと推進されることを期待します。



京都協会の皆さんによるプレゼン

公益法人 への道 『Q&A』

公益社団法人化特別委員会
座長 金子 誠 (会長)

= 未来 (あした) の公益法人 =

福岡県協会は、牛の歩みの如く一步一步着実に新法公益法人への道程を進んでいます。それでも会員の中には“公益社団”への不安をいまだに抱かれている方もいると察します。「十年後も大事だけど、いまの不安をなんとかしてくれ（公益貢献とか高邁な論議をしている余裕があるのか!）」というのが本音の会員もおられることでしょう。この反駁に対し座長としての考え（思い）をお伝えします。

小職はこの2年間、県協会の公益法人化推進に際し、常にこの率直な反駁を胎の真ん中に置いて取り組んで来ました。「会員の今（きょう）の不安を未来（あした）に間に合うように解決する!」と心に刻んで活動して来ました。その活動過程で実感したことは、公益対共益論争は天秤棒に両方をぶら下げてどっちが重いかと判ずるような類の話だということです。あと二～三年後には、日本経済はピーク時の半分近くに落ち込んでしまうと経済ジャーナリストは予測しています。それこそ日本国民は未曾有の“6割経済”社会に生きていかなければなりません。全国百万人のビルメンメンテナンス従事者も例外ではられません。いや、むしろ重層する負担の一番下方を担わなければならないでしょう。この不安は遠い未来に起こるのではなく、まさに今の続きに待ち伏せています。

このような情勢の中で、公益か共益か（どっちが得か損か）というような邑（むら）の議論がどれほどの意味を持つのでしょうか。個人レベルでは安心の終身雇用制が急激に崩壊しつつあります。それと同様に、生業としてのビルメンメンテナンス業の行く末にも暗雲が立ち込めて来ました。徹夜で床を洗う、塩酸臭に包まれて便器を磨く、寒風に曝されながら窓ガラスを拭

く・・・それで生活の糧を得る。その清廉の仕事さえも時代は顧みようとしなくなっています。このことが、まさに今ある不安です。今の不安を先送りにしても未来で解消されることはないでしょう。今ある不安が諦めが変わる前に、私たちの未来に間に合うように、協会は働き始めます。その戦略[公衆・環境衛生の守護者]と戦術[知事登録制度の自立生成]はまた別の機会にお話しさせていただきますが、斯業の未来への生き残りを考えたとき、損得勘定では乗り越えることのできない、それ以上の使命感が小職の心を占めるようになりました。その時すうーと胎の底に落ちてきたのが、“公益法人の器”という自然な結論でした。

Q & A その 2 4 : ある大先輩の会員「会長の公益化推進ぶりには、まさに片手に理念、片手にそろばんという観がある。あなたの考える公益法人は、業界をハッピーにしてくれますか？」

座長視座: 業界大先輩からの正面切っの“幸せ”論議には一瞬たじろぎましたが、その時正直に脳裏に浮かんだイメージでお答えします・・・世界で二番目の経済大国である日本国民の何パーセントが今幸せと感じているだろうか？そういえばヒマラヤの山奥の小国ブータンはアジアでも最貧国なのに、その国民の幸せ感世界一だそう。国民の幸福度を測るのにGNP（国民総生産）などを指標としていない。環境保全や文化振興を統治の柱としている国家である。国連もブータンの幸福統治に注目し始めた。生業としてのビルメンメンテナンスの未来像を、この国のカタチに重ね合わせるとしたら笑われるであろうか。

||||| 受賞(章)おめでとうございます |||||

厚生労働大臣表彰



松延 洋一 氏

九州ビルサービス(株)取締役営業本部長

(社)福岡県ビルメンテナン協会推薦により、平成21年1月22日東京都千代田区の日本教育会館で行われた第36回建築物環境衛生管理全国大会において、松延洋一氏が平成20年度厚生労働大臣表彰の栄に浴されました。これは永年に亘って建築物環境衛生事業に尽力されたご功績が特に顕著であったと認められたものであり、心からお喜び申し上げます。

厚生労働大臣表彰



宮木 英一 氏

九州美装(株)常務取締役

(社)全国ビルメンテナン協会推薦により、平成20年11月17日東京都港区の明治記念館で行われた平成20年度職業能力開発関係表彰式において、宮木英一氏が平成20年度厚生労働大臣表彰の栄に浴されました。これは、20年に亘る九州地区のビルクリーニング技能検定委員等としてのご功績が認められたものであり、心からお喜び申し上げます。

藍綬褒章



今村 省吾 氏

(株)丸和BS 代表取締役

此のたび今村省吾氏は平成20年度秋の叙勲において藍綬褒章の栄誉に浴されました。これは永年に亘り民生委員・児童委員を担われ、地域の社会福祉の増進に貢献されたご功績によるものであり、心からお喜び申し上げます。



平成20年度 ビルクリーニング技能検定実技直前講習会開催される

平成21年1月22日(木)～25日(日) 於：福岡県立ももち文化センター(ももちパレス)



受講風景

去る1月27日から行われた平成20年度ビルクリーニング技能検定試験を目前に、本年度も46名の受講生を迎えて4日間の日程で直前講習会が開催された。講習会初日、受付を済ませた受講生たちは、まず実技ペーパー問題の解答を行い、その後、課題1「弾性床材表面洗浄作業」、課題2「ガラス面洗浄作業」、課題3「カーペットの汚れ取り作業」に分かれ、課題1～3の実技練習を繰り返し行った。

また、講師・指導員の方々は「全員合格」をスローガンに、不得意なところや指摘された箇所を待ち時間を惜しんで個別練習を行っている受講生に対し、毎日遅くまで熱血指導にあられた。



弾性床材表面洗浄作業



ガラス面洗浄作業



カーペットの汚れ取り作業

「北九州エコタウン」 視察ツアーを実施



視察に参加された皆さん

実施日：平成21年2月18日（水）

参加者：40名

視察先：北九州エコタウン
（北九州市若松区向洋町10-20他）

隔年で開催している「ビル管理技術者セミナー」を、本年度は趣向を変えて視察ツアーとして実施しました。視察先は北九州市の若松区にある「北九州エコタウン」です。

視察の内容等、詳細につきましては4月号で紹介いたします。

我が社のホープ

（株）西村成美産業
木村 貴宏 さん



年齢／25歳 趣味／ネットサーフィン
勤務年数／1年6ヶ月 映画・音楽鑑賞
特技／バレーボール、バスケットボール
モットー／時間に余裕をもって遅刻をしないこと

★上司から一言

入社して1年6ヶ月。移動班の一員として、定期清掃、竣工美装等どんな仕事に対しても前向きに取り組み、吸収する姿勢が上司、同僚からの信頼を得ているようです。後は、経験を積み重ねて一人前になってほしいと望む我が社のホープです。

雇用調整を行わざるを得ない 事業主の方へ

雇用を守るためには「雇用調整助成金」

▶ 雇用調整助成金制度が見直されました。

急激な資源価格の高騰や景気の変動など、経済上の理由による企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練または出向をさせた場合に、休業、教育訓練または出向に係る手当もしくは賃金等の一部が助成されます。

【主な受給の要件】

- 最近3ヶ月間の生産量が、その直前3ヶ月間または前年同月比で5%以上減少していること。
- 従業員の全1日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと。

または

- 3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと。
- ・大型倒産等事業主などの特定の事業主については
(1)と要件が異なります。詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

【受給額】

- 休業等
休業手当相当額の1/2（上限あり）
支給限度日数：3年間で150日（最初の1年間で100日分まで）
（大型倒産等事業主などの特定の事業主については支給限度日数が異なります。詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください）
教育訓練を行う場合は、上記の金額に1人1日1,200円を加算
 - 出向／出向元で負担した賃金の1/2
- 【問い合わせ先】最寄りのハローワーク

会員に関する各種変更のお知らせ

広真ビルテック（株）

変更事項 代表者
変更日 平成21年1月

【新】代表取締役社長 田中 晃子
【旧】代表取締役社長 田中 哲英



3月 行事予定表

現時点での予定はありません。

毎月10日は災害発生報告書提出締切日です。
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。